

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月10日（平成30年（行個）諮問第74号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行個）答申第82号）

事件名：本人等の申告により特定労働基準監督署長が行った特定法人に対する行政指導に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月6日付け千労発基1006第6号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、保有個人情報の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示の理由について

平成29年10月6日付けの保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によると、処分庁は、「開示請求のあった保有個人情報は、平成21年3月31日に文書保存期間（3年）が経過したので廃棄したため、不開示とした。」と述べている。

イ 開示をしない旨の決定に理由がないこと

処分庁は、上記のとおり、当該保有個人情報を「廃棄した」と述べているが、平成29年9月14日付けの保有個人情報開示請求には、「廃棄した」とされる当該保有個人情報のあったことが確認及び推認できる文書も含まれると考えられることから。

ウ 結語

以上から、「廃棄した」とされる当該保有個人情報のあったことが確認及び推認できる文書の開示を求め、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

(2) 意見書

諮問庁及び処分庁は、当該申告処理台帳を「廃棄した」とした上で、「不開示決定（不存在）」としていることから、特定労働基準監督署が申告を受理し、是正の指導を行ったことが確認又は推認できる、何らかの文書などが残されていると考えられる。

したがって、「審査請求人が特定労働基準監督署に対して行った申告に基づき同監督署が実施した労働基準監督業務の記録一切」の一部として、「廃棄した」とした、当該申告処理台帳があったことが確認又は推認できる一切の資料の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、対象保有個人情報を保有していないとして法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、存在するとすれば、「審査請求人が特定労働基準監督署に対して行った申告に基づき同監督署が実施した労働基準監督業務の記録一切」である。

(2) 本件対象保有個人情報を保有していないことについて

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳の保存年限は、各労働局において定めているところであるが、千葉労働局においては3年とされており、また、保存期間を経過した申告処理台帳は廃棄するものとされている。

本件審査請求に係る開示請求が行われた時点で審査請求人が指定する平成17年特定月日から5年以上経過しており、適正な手順を踏まえ廃棄されている。

また、処分庁においては、本件開示請求を受け、念のため、特定労働基準監督署の倉庫等を探索する等により本件対象保有個人情報の有無を確認したところ、本件対象保有個人情報を保有していないことを確認した。

したがって、本件対象保有個人情報を保有していないとの処分庁の決

定は諮問庁としても是認し得るものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「処分庁は、上記のとおり、当該保有個人情報を「廃棄した」と述べているが、平成29年9月14日付けの保有個人情報開示請求には、「廃棄した」とされる当該保有個人情報のあったことが確認及び推認できる文書も含まれると考えられることから、「廃棄した」とされる当該保有個人情報のあったことが確認及び推認できる文書の開示を求め、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。」等と主張しているが、上記2(2)で述べたとおり、開示請求がなされた時点において、処分庁が本件対象保有個人情報を保有していなかったことは明らかであることから、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示決定を行った原処分は妥当であり、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年4月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月16日 | 審議 |
| ④ 同年7月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に記録された保有個人情報であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報を保有していないことについて、理由説明書(上記第3の2(2))において、以下のとおり説明する。

申告処理台帳の保存年限は、各労働局において定めているところであるが、千葉労働局においては3年とされており、また、保存期間を経過した申告処理台帳は廃棄するものとされている。

本件審査請求に係る開示請求が行われた時点で審査請求人が指定する平成17年特定月日から5年以上経過しており、適正な手順を踏まえ廃棄されている。

また、処分庁においては、本件開示請求を受け、念のため、特定労働基準監督署の倉庫等を探索する等により本件対象保有個人情報の有無を確認したところ、本件対象保有個人情報を保有していないことを確認した。

したがって、本件対象保有個人情報を保有していないとの処分庁の決定は諮問庁としても是認し得るものである。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、千葉労働局においては、別紙に係る文書の保存期間は3年とされていたものと考えられるが、当時の文書管理規程は既に廃棄されているとのことであった。

そこで、当審査会において、諮問庁から、現行の文書管理規程の提示を受けて確認したところ、申告処理台帳の保存期間は3年となっていることが認められた。

そうすると、別紙に係る文書の保存期間が3年であったとする諮問庁の説明は、不自然・不合理とまではいえず、当該文書は既に保存期間が満了し、廃棄したとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

また、本件対象保有個人情報が記載されている文書の探索方法・範囲についても、不自然・不合理な点は認められない。

- (3) 以上のことから、処分庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、「「廃棄した」とされる当該保有個人情報のあったことが確認及び推認できる文書の開示」についても開示を求めているが、本件開示請求は、「請求者本人及び特定団体の当該申告、かつ、その後の、当該交渉の結果に出された、当該行政指導の文書及びそれに対する回答の文書並びにこれらに係る一切の資料」の開示を求めるものであり、こうした主張は、本件開示請求の文言から離れ、不服申立手続において開示請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、千葉労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

2005（平成17）年6月特定日付け特定労働基準監督署長及び千葉労働局長宛て、審査請求人（開示請求者・本人。以下「請求者本人」という。）及び特定団体の申告、かつ、その後の、請求者本人及び特定団体と特定労働基準監督署との交渉の結果、平成17年11月特定日、特定事業場X及び特定事業場Y（特定事業場Xの完全子会社）は、特定労働基準監督署に呼び出され、契約上は請負業務として出演させていた特定人以上にのぼる特定職種を「労働者」として取り扱うよう、特定労働基準監督署長から、文書で行政指導を受けた。

さらに、特定事業場X及び特定事業場Yは、特定労働基準監督署長から、当該行政指導に対する回答を求められた。

請求者本人及び特定団体の当該申告、かつ、その後の、当該交渉の結果に出された、当該行政指導の文書及びそれに対する回答の文書並びにこれらに係る一切の資料。